



知基第289号
令和3年2月12日

第3海兵遠征軍司令官

H. スターシー・クラード三世 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



在沖米海兵隊員による強制わいせつ事件について（抗議）

令和3年1月31日午前5時頃、那覇市において強制わいせつ事件が発生し、2月11日、在沖米海兵隊員が被疑者として検挙されました。

同被疑者は、飲酒した状態で、面識のない被害者に対し強いてわいせつな行為を行った上、通報により駆けつけた警察官の胸を両手で突き飛ばしたことによる公務執行妨害でも検挙されております。

このような事件は、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い不安を与えるだけでなく、女性の人権を蹂躪するものであり、断じて許せるものではありません。

これまで、昨年11月に発生したうるま市におけるタクシー強盗事件など、米軍関係者による事件・事故が発生する度に県などが抗議要請を行っているにもかかわらず、このような事件が発生したことは、在沖米海兵隊の隊員教育や管理体制が不十分であると言わざるを得ません。

また、今回の事件が発生した時間帯からすると、被疑者は、深夜から午前5時までの基地外での飲酒などを制限するリバティ制度や、基地外での公務時間外活動を制限する新型コロナウイルス感染防止対策に違反していた可能性が高く、同制度の実効性に疑念が生じております。

ついては、このような事件が二度と起きないように、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 隊員教育の徹底等、より一層の綱紀粛正を図ること。
- 2 リバティ制度の運用実態の検証を行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発防止策を早急に講じること。また、その内容を県民に公表すること。
- 3 被害者への謝罪とともに、県警による捜査への協力に万全を期すこと。
- 4 平成29年4月以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」の速やかな開催に協力すること。